

社会福祉法人西海市社会福祉協議会夏期学童保育所開設要綱

(目的)

第1条 夏休み期間中、家庭の事情により育成にかける児童を預かり、心身共に健やかな成長を図ることを目的に開所する。

(名称)

第2条 西海市社会福祉協議会夏期学童保育所(以下「学童保育」)という。

(対象児童)

第3条 小学校1年生から小学校6年生までの児童で、次のいずれかに該当する家庭。

- (1) 西海市に居住する母子、父子家庭
- (2) 西海市に居住する両親が共働きの家庭
- (3) その他会長が認める家庭

(保育期間)

第4条 夏休み期間中とする。ただし、日曜日及び8月13日～16日の期間は、休みとする。

(保育時間)

第5条 保育時間は、原則8時より18時までとする。

(場 所)

第6条 学童保育の開設場所は以下の通りとする。

- ・西彼「西彼生き生き交流館」(西彼町上岳郷 307 番地 5)
- ・西海「ふれあいの館」(西海町黒口郷 1477 番地 1)
- ・大島「農村勤労福祉センター」(大島町 1817 番地)
- ・崎戸「崎戸小学校及び崎戸社会福祉センター」(崎戸町蠣浦郷 1791 番地 1)

(保育上の基本理念)

第7条 学童保育の基本理念は以下の通りとする。

- (1) 健康管理と安全の保持
- (2) 集団生活への適応性助長
- (3) 家庭的な雰囲気の醸成
- (4) 家庭との密接な連携

(指導日課)

第8条 指導日課(以下「日課」という)は、主として以下の通りとし、各開設の状況に応じ設定するものとする。ただし、日課以外に行事を取り入れた場合はこの限りではない。

- 8:00～9:00 朝の会(出席・体調確認・連絡)
- 9:00～12:00 プールまたは学習・レクリエーション
- 12:00～13:00 昼食
- 13:00～15:00 プールまたはレクリエーション

15:00～16:00 おやつ時間

16:00～18:00 清掃・帰りの会

(行事)

第9条 学童保育期間中は、キャンプや海水浴等の行事を組み入れるものとする。

(保育料)

第10条 保育料は別表1の通りとする。ただし、行事等にかかる費用については別途徴収する。

(申し込み)

第11条 申し込みは、定められた期間中に、夏期学童保育利用申込書(様式第1号)と誓約書(様式第2号)を添えて提出しなければならない。

(指導員)

第12条 学童保育指導員は、児童福祉に関心のある18歳以上(高校生を除く)の健康な人とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は西海市社会福祉協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

一部改正 平成18年4月1日

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成21年6月10日

(別表1)

区 分	保育料(円)
母子・父子家庭	10,000
共働き家庭 その他	13,000

但し、大島常設学童保育利用者については、当分の間下記の金額とする。

区 分	保育料(円)
母子・父子家庭	4,000
共働き家庭 その他	5,000